



## 労組周辺動向 No.35

2018年5月18日現在

### 1. 法・政策

#### (1) 未払い賃金請求の時効延長を厚生労働省が検討

未払い賃金を勤務先に請求できる時効期間の延長が、厚生労働省で検討されている。現行の労働基準法では労働者は2年分しか請求できず、逆に賃金の過払いがあった場合、事業者は10年分の返還を労働者に求めることができるため、長年、労働団体から「不平等だ」との批判が強かった。5年への延長案が有力だが、経営者側の反発もある。

#### (2) NHK世論調査で働き方改革法案「反対」が「賛成」を上回る

NHKの世論調査で衆議院で審議が行われている働き方改革関連法案に賛成か反対か聞いたところ、反対が賛成をおよそ10ポイント上回った。一方で、「どちらともいえない」も半数近くに。

#### (3) 労働時間調査データ誤りについて厚生労働大臣が「反省し今後生かす」と発言

一般労働者の労働時間の調査をめぐり、対象事業所の8%余りでデータに誤りの可能性の高いものが確認されたことについて、加藤厚生労働大臣は、閣議の後、記者団に対し、「私たちが示した調査結果の中に、必ずしも正確性が担保されていないものがあったことはしっかり反省して、今後統計を作り、国民に示す際にしっかりと反映していきたい」と述べ、反省を厚生労働行政をめぐる今後の調査などに生かす考えを示した。

#### (4) 教員に「休日をまとめて確保する変形労働時間制を」と自民党が提言

公立学校の教員の働き方をめぐり、自民党教育再生実行本部は15日、多忙な時期に週40時間を超える勤務を認める代わりに、学校の夏休み期間などに休日をまとめて確保する「変形労働時間制」の導入を求める提言をまとめた。授業のない時期に確実に休めるようにすることが狙いで、近く安倍晋三首相に提出する。

基本給の4%を上乗せする代わりに残業代を払わない給与の仕組みの見直しの必要性も指摘されてきた。だが、見直す場合は巨額の財源が必要になることなどから、今回の提言では「引き続き検討する」との表現にとどまった。

#### (5) 候補者男女均等法が成立 女性議員の増加に向けた努力を政党に促す

選挙で男女の候補者数をできる限り「均等」にするよう政党に求める「政治分野における

男女共同参画推進法」(候補者男女均等法)が5月16日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。女性の議員を増やすことを促す日本で初めての法律だ。

衆院での女性議員の割合は10.1%で、193カ国中158位(列国議会同盟調べ、4月1日時点)と世界の最下位グループに位置する。法律で「均等」をめざすよう求める候補者に占める女性の割合では、昨年の衆院選で17.7%、2015年の統一地方選で実施された道府県議選で11.6%だった。

## 2. 法違反・闘い

### (1) 裁量労働制の28歳過労死＝適用直後に36時間勤務論

システム開発会社に勤務していた男性＝当時(28)＝が、裁量労働制の適用から約1カ月たった昨年8月にくも膜下出血で死亡し、池袋労働基準監督署が労災認定していたことが16日、分かった。遺族の代理人弁護士によると、男性は裁量労働制の適用直後に36時間連続で勤務するなどし、労基署は過労が原因で死亡したと判断したという。

男性は不動産会社のシステム開発を担当。チームリーダーに昇格した2017年7月1日から専門業務型の裁量労働制が適用され、同4日午後1時から同6日午前1時まで連続勤務した。

### (2) 雇い止めされた更新19回のベテラン、労働審判「300万円払うから退職」に反発…訴訟に移行へ

医薬品などを製造販売する「メルスモン製薬」(東京都豊島区)から不当な雇い止めにあっただとして、東京地裁に労働審判を申し立てていた元非正規社員の女性が、東京地裁による労働審判で出された審判内容に異議を申し立てた。今後、東京地裁での本訴訟に移行する。

### (3) 外国人、教壇追われ困窮 小学英語「突然雇い止め」 福岡市委託が学校別から業者一括に

昨年度まで福岡市立小5、6年の「外国語活動」の授業を担当していた「ゲストティーチャー(GT)」達は、市教育委員会が本年度から、派遣会社に所属する講師に担当させる方式に変えたため「主な収入源を失った」という。

市教委は2月14日、GTに代わり、派遣会社に業務委託して講師「ネイティブスピーカー(NS)」を配置する新方針を発表した。取材班が話を聞いたGT5人は2月中旬から3月上旬にかけて、それぞれの校長から伝えられた。

「突然の雇い止めだ」と訴えるGTに対し、市教委は「そもそも雇用関係ではない」との立場。「平和学習で戦争体験者に来てもらうのと同じように、あくまでゲスト。お金は謝礼として支払っていた」と説明する。

### (4) 違法残業の実態を申告 「不当に解雇された」関西大学付属校の教諭が提訴

職場の違法な残業の実態を労働基準監督署に申告した、関西大学の付属校の教諭が解雇された。

教諭は「解雇は不当」と訴え5月17日に裁判を起こした。

関西大学初等部・中等部・高等部は、1日8時間を超えて働かせる場合に必要労使間の取り決めを結ばないまま教員に時間外労働をさせていたとして、労働基準監督署から2度、是正勧告を受けた。

教員のなかには残業時間が年間で2000時間を超えた人もいたと言われる。

男性教諭は去年3月、この実態を労基署に申告したが、その後、自宅待機を命じられて4月、解雇された。

男性教諭は「処分は労基署への申告を理由とした解雇を禁じた、労働基準法に違反している」などとして、関西大学側に撤回を求めている。

### 3. 情勢・統計

#### (1) 松江市の中学校が教員不足で英語授業が1カ月行なわれず

松江市の中学校で、4月から約1カ月間、教員不足のために3年生が英語の授業を受けられない状態だったことが分かった。学校では今月から同校にいる他の英語教員が授業を掛け持ちで対応しているが、人事を担当する県教育委員会は、新たな教員を採用できるのは今月中旬としている。

#### (2) L G B Tへの差別解消など目指す、都が条例の骨子案公表

東京都はオリンピック憲章の理念を実現するとして、L G B T＝性的マイノリティーへの差別解消や、ヘイトスピーチの根絶を目指す条例の骨子案を公表した。

公表された骨子案では、L G B T＝性的マイノリティーへの理解を深めるため、都が基本計画を策定して相談窓口を設けるとしている。L G B Tに特化した条例が作られるのは、都道府県では初めてとなる。

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」（仮称）のポイント（日本語）は以下。

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2018/05/documents/300511-02.pdf>

#### (3) 増え続ける非正規労働者：「労働力調査（詳細集計）平成30年（2018年）1～3月期平均（速報）結果」公表

総理府統計局は「労働力調査（詳細集計）平成30年（2018年）1～3月期平均（速報）結果」を公表。

雇用者総数は5,840万人で正規労働者は前年同期に比べ38万人増加し3,423万人。非正規労働者は前年同期に比べ100万人増加し2,117万人。非正規労働者の割合は38.2%に。

結果は以下（日本語）。

[http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/pdf/2018\\_1.pdf](http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/pdf/2018_1.pdf)

#### (4) 多様な性「公表するしないは本人の権利」：東京都国立市

同性愛や性同一性障害などの性的少数者であることを、第三者が勝手に公表することを禁じる全国初の条例が東京都国立市で今春、施行された。

国立市の条例は、男女平等の理念をさらに深め、多様な性の平等の実現を目指す内容だ。その中で、異性を好きになるか、同性を好きになるかといった「性的指向」や、自分の性別を本人がどう認識しているかを示す「性自認」の公表の自由について「個人の権利として保障される」と規定。他者が本人の意思に反して公表する「アウティング」や、本人が公表しようとした場合に親族らが阻むことを禁じた。罰則はない。

「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」は以下（日本語）。

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/5/tayounasei.pdf>

#### (5) 実質GDP、前期比0.2%減 9四半期ぶりのマイナス

内閣府が5月16日発表した2018年1～3月期の国内総生産（GDP）の1次速報は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.2%減（季節調整値）だった。この状態が1年続いた場合の年率換算では0.6%減。15年10～12月期以来、9四半期ぶりのマイナス成長になった。

「2018年1-3月期・1次速報（2018年5月16日）」は以下から（日本語）。

[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/sokuhou/gaiyou/gaiyou\\_top.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/gaiyou/gaiyou_top.html)

#### (6) アムネスティがLGBTへの差別禁止の法整備を要請

国際人権団体アムネスティ・インターナショナルは5月17日、性的少数者（LGBTなど）への差別を禁止する法整備について法務省に要請した。署名4万5,000筆も内閣府に提出した。

要請は、性的指向や性自認などを理由とした差別の禁止や、同性カップルに異性間の婚姻と同じ権利を保障することなど。昨年5月からキャンペーンを開始し、116カ国から約4万5,000筆、うち日本から4815筆の署名が集まった。